

芦屋町環境審議会設置条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、芦屋町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、環境基本計画及び環境基本条例など環境の保全に関する基本的事項について、調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項のほか、芦屋町の環境の保全に関する事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 関係機関団体等に属する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員はその職を失うものとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 会長が所掌事務の専門的な調査及び審議の必要を認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境住宅課において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、町長が別に定める。